

本工事の請負契約締結には下記の条件が付されますのでご注意願います。

## 契約締結に関する事項

- (1) 本工事は、可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要です。したがって、議会の議決が得られないときは請負契約を締結しません。
- (2) 本契約を締結するまでの間において、落札者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、当該請負契約を締結しない場合があります。
  - ①可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成3年可児市訓令甲第2号）に基づく資格停止の措置の対象となった場合。
  - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされた場合。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合であっても、更生計画の許可が決定、又は再生計画の許可の決定が確定し、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている場合は、当該申立てがなされていないものとみなします。
- (3) 本工事が議会の議決が得られなかった場合、あるいは（2）により本工事の請負契約をしなかった場合、または、本市が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、本市は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとします。
- (4) 本工事の関連工事が不調その他の理由により契約予定日において請負契約を締結できない場合、本工事の開札日および契約日を延長する、又は請負契約を締結しない場合があります。本市が請負契約締結後に本工事の関連工事の請負契約を解除した場合は、本工事についても請負契約の締結を行わない又は請負契約を解除する場合があります。これらの場合において、本市は本工事の落札者の損害について、いかなる責任も負わないものとします。